

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和2年5月11日（月）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和2年度第2回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和2年5月11日（月）午後3時00分から午後3時57分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議 事

- (1) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について
- (2) 議案第2号 農地中間管理機構事業（農地利用集積計画）に係る意見決定について
- (3) 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出（市街化区域）について
- (4) 報告第2号 許可不要転用届出について

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1 番 川端 哲男	2 番 河北安之助	3 番 磯部 一輝
4 番 堀川 眞助	5 番 本田 和寛	6 番 内藤 文紀
7 番 宮村 澄孝	8 番 可村 岸雄	9 番 坂本 里美

(2) 欠席委員（0人）

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（0人）

コロナウイルスの感染拡大防止の為

(2) 欠席委員（9人）

1 番 鍋島 敬一	2 番 坂本 哲也	3 番 上田 幹雄
4 番 新川 栄二	5 番 大竹 計理	6 番 山下 芳廣
7 番 紫藤 淳	8 番 古庄 隆光	9 番 渡邊 幸伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎

事務局員 前田 洋嗣(欠席)

農地集積専門員 高山 勇

令和２年度第２回菊陽町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後３時００分

- 事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
本日の会議への出席は、農業委員総数９名中９名の出席でございますので菊陽町農業委員会会議規則第６条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。
- 会長 本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。
- 事務局 会議は、菊陽町農業委員会会議規則第４条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、議長よろしくをお願いします。
- 議長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第１３条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。
議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、いかがいたしましょうか。
「議長一任」
ただ今、「議長一任」との声がありましたので、私の方で、指名させていただきます。
それでは、議事録署名人に２番 河北委員 ３番 磯部委員をお願いします。
本日の会議書記に鍋島事務局長を指名します。
以上で、日程第１を終わります。
- つづきまして、日程第２の議事に入ります。
初めに、議案第１号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による意見決定について」を議題とします。
- 事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。
- 事務局 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。
町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和2年4月30日付けで農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP1～4をご覧ください。

今日は、

1の利用権設定が15件の30筆で合計面積63,886.00㎡、

2の所有権移転が3件の4筆で合計面積11,801.00㎡です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第1号の1の利用権設定及び2の所有権移転については、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第2号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

菊陽町長より令和2年4月30日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。

議案書の5ページをご覧ください。

議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は3件の5筆で合計面積11,484.00㎡です。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第２号の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第１号について事務局の説明をお願いします。

事務局

報告第１号について、議案書の６ページをお願いします。農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は２件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議長

ただいまの報告第１号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第１号を終わります。

次に、報告第２号について事務局の説明をお願いします。

事務局

報告第２号について、議案書の７～９ページをお願いします。許可不要転用届出であります。件数は２件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議長

ただいまの報告第２号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第２号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

(午後 3 時 5 7 分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和 2 年 5 月 1 1 日

会長

議事録署名人

議事録署名人